

令和6年度

**三重県剣道連盟
三重県剣道講習会**



初日の出(伊勢湾)

令和6年4月13日

於：一志体育館

暴力・暴言・ハラスメント行為根絶宣言

三重県剣道連盟は、「公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン」並びに「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」（日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟）を遵守し、「剣道の理念」「剣道修練の心構え」「剣道指導の心構え」を実践することで、剣道、居合道、杖道の普及と発展を目指し、以下の宣言を行う。

宣 言

- 一 剣道、居合道、杖道の場において、いかなる目的であっても、暴力、暴言、その他あらゆるハラスメント行為は絶対に許さない。
- 二 暴力、暴言、その他あらゆるハラスメント行為を根絶する決意は、指導する立場の者が率先して言動や態度で示すものとする。
- 三 三重県剣道連盟は、暴力、暴言、その他あらゆるハラスメント行為を根絶する為の研修を継続して行うことで、そのような行為の発生および再発を防止するよう努める。

令和6年4月1日

三重県剣道連盟

コンプライアンスの徹底 ～全剣連の取組み～

令和6年4月
公益財団法人 全日本剣道連盟

スポーツ庁ガバナンスコードの制定 全剣連は公益法人へ移行

- ・令和元年6月、スポーツ庁はスポーツ団体のガバナンスコード制定 令和5年6月改定

*スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範

- ・令和2年9月全剣連は一般財団法人から公益財団法人に

共通して重要なこと

- ガバナンス(適正な組織運営)の強化
- コンプライアンス(法令遵守)徹底

2

2

ガバナンスとコンプライアンス

・ガバナンス

- ・「統治・支配・管理」
- ・スポーツ庁によれば
 - スポーツ団体が社会的責任を果たすための有効な方法、スポーツが社会からの信頼を勝ち得、強化、普及を行っていくための武器
 - 適切な組織運営、健全な団体運営を目指す、スポーツ団体自身による管理体制
- ➡ 組織の権限・責任、相互牽制関係の明確化、情報公開等による説明責任

・コンプライアンス

- ・法令遵守(全剣連の規則・ルールも含む。)に加え、社会常識、良識
- ・コンプライアンスを維持改善するための管理体制「ガバナンス」
- ➡ ガバナンスの強化が、コンプライアンスの強化に

3

3

(参考)スポーツ団体のガバナンスコード

令和元年6月、スポーツ庁は「スポーツ団体のガバナンスコード」制定
(都道府県剣道連盟にあつては「一般スポーツ団体のガバナンスコード」)
 【ガバナンスコードにおける13の原則】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 原則1: 基本計画の策定 | 原則8: 利益相反の適切な管理 |
| 原則2: 役員等の体制整備 | 原則9: 通報制度の構築 |
| 原則3: 組織運営に必要な規定整備 | 原則10: 懲罰制度の構築 |
| 原則4: コンプライアンス委員会設置 | 原則11: 選手・指導者との紛争解決 |
| 原則5: コンプライアンス教育 | 原則12: 危機管理・不祥事対応体制 |
| 原則6: 法務・会計等の体制整備 | 原則13: 地方組織等との関係 |
| 原則7: 情報開示 | |

- ➡ 毎年自己審査、公表
 4年に一度、日本スポーツ協会やJOCによる審査 (令和2年12月受審)

4

なぜコンプライアンスが重要か

- ・ 企業においては様々な事案が発生
 - 不正会計(粉飾)、偽装(産地、データ)、その他(個人情報流出等)
 - … 最悪の場合、倒産も
 - ・ スポーツの場合、不祥事が起きると
 - 社会がそのスポーツを敬遠、人気の下落
 - 競技者の誇りに傷、競技人口が減少
 - 資金面では、登録料等減収・企業スポンサー撤退等で、中央団体運営に影響
 - … 資金源を失うことで事業縮小等 負のスパイラル
 - 当該個人にとっては、築き上げた地位・名誉の喪失、民事責任(損害賠償)、(暴力などでは)刑事責任
- ➡ 全剣連は、決意をもって不祥事防止に取り組み

5

剣道人口の減少

この間の16歳(高校1年生)人口:135万人(2003年) ⇒ 112万人(2019年) 82.9%

・高校剣道部員数(高体連資料より)

	卓球	弓道	剣道	柔道
2003年(平成15年)	67,062	65,162	59,382	35,628
2019年(令和元年)	76,328	62,278	38,435	17,904
増減	+9,266	△2,884	△20,947	△17,724
増減率	113.8%	95.6%	64.7%	49.7%

- ・中体連:平成15年から令和元年 37%減(女子委員会資料より)
- ・道場連盟:平成元年12万人から平成30年5.4万人 半分以上(同上)
- ・初段登録者数:平成13年4.7万人⇒平成30年3.2万人 △32% 令和5年度?
同年13歳(中1)人口 (127万人) ⇒ (107万人) △16%

6

剣道人口の今後

- ・そもそも人口減少
(2021年現在 13歳108.9万人、6歳:100.3万人、0歳:83万人)
 - ・野球、サッカーなどに比べ大衆訴求力(テレビなど)は小さい
 - ・お金がかかる(稽古着・袴、竹刀、剣道具)
 - ・汗臭い
 - ・痛い
 - ・体罰のイメージにつながっていないか?
- ⇒ 少なくとも暴力、体罰、その他ハラスメントを根絶する必要あり

7

なくならない不祥事

(全剣連への告発、新聞報道等)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総件数	14件	15件	20件	33件
実名告発等	8件	9件	18件	23件

実名告発が増 ⇒ 深刻な事案が多くなっていないか

- パワハラ、高校生自死 (高校)
- 教え子への暴力、逮捕・略式起訴・罰金 (中学校)
- 教え子にわいせつ行為、逮捕・有罪・執行猶予 (スポーツ少年団等)
- 不適切な会計処理、生徒・関係者から誕生日祝いを強制徴収他 (高校)
- 部費着服、暴力、生徒に洗車を行わせる等不適切な行為 (高校)

8

今一度、考えよう

- ・ 剣道の理念
 - ・ 剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である
- ・ 剣道修練の心構え
 - ・ 剣道を正しく真剣に学び…
- ・ 剣道指導の心構え
 - ・ (竹刀の本位) (礼法) (生涯剣道)
- ・ 全剣連倫理に関するガイドライン
- ・ その他にも
 - ・ やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。
(山本五十六元帥海軍大将)

9

全剣連の取組み

- ・ 倫理規定制定
- ・ 倫理委員会発足(倫理委員会規程)
- ・ 全剣連倫理に関するガイドラインの制定(平成30年11月、以降数次改定最新版は令和5年11月一部改定)
- ・ 相談・苦情窓口の設置
- ・ 綱紀委員会規則(懲罰規則)の改定(平成30年、令和4年等)

10

10

全剣連倫理に関するガイドライン(前文)

- ・ 剣道の理念
「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」
- ・ 剣道修練の心構え
旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、
- ☀ 理念に反する不祥事の発生
居合道審査に関する金銭授受、暴力・体罰
- ➡ 改めて倫理意識を啓発する必要性 ~ ガイドラインの制定
- ・ 対象者
すべての剣道関係者、**特に役員・指導者**

11

11

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント①)

【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】

・暴力・パワーハラスメントの絶対禁止

➤相談・苦情窓口/報道等 平成30年11月以来112件うち、

✓うち、暴力・体罰 32件、パワハラ・指導16件

(役員による暴力3件、教師による体罰6件)

➤暴力に対する考え方(間違い)

✓剣道教師による体罰映像(ニュース)を見て、「稽古で分からないように殴れるのに」

✓「あるとき気を抜いた練習をとがめられて、ボコボコに殴られた。『殴る監督の目に涙があった。それを見たとき、私はこの監督について行く決心をした』」

✓体操女子暴力 ~ 本人も家族も納得していた

✓殴るには殴る理由がある

12

12

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント②)

・【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】(続き)

・2013年柔道女子代表選手

「…によって行われた暴力行為やハラスメントにより、私たちは心身ともに深く傷つきました。人としての誇りをけがされたことに対し、ある者は涙し、ある者は疲れ果て…」

・暴力は、身体のみならず、心を傷つけるもの

・剣道の理念「人間形成の道」、剣道修練の心構え「礼節をとうとび」、剣道指導の心構え「相手の人格を尊重し(お互いを敬う心と形)」

剣道と暴力は、相容れないもの

・暴力の結果、個人には刑事責任(傷害・暴行)、民事責任(不法行為による損害賠償)、剣道界全体に多大な負の影響

13

13

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:その他)

- ・ セクシャル・ハラスメント
 - ▶「相手が不快に感じたら、セクシャルハラスメントである」
- ・ 差別の禁止
 - ・ 合理的理由のない一切の差別を禁止
- ・ アンチドーピング及び薬物乱用
 - ▶ドーピングに関する知識を深めること 全剣連HP参照
 - ▶大麻等薬物使用は違法であることをさらに徹底
- ・ 指導的立場にある者と選手等との関係
 - ▶相手の立場の尊重と、立場を自覚した責任ある行動
- ・ 審査に関する金銭授受の禁止その他
 - ・ 審査は厳正、公正、適切、誠実に

14

14

全剣連倫理に関するガイドライン(その他)

- ・ 不適切な経理処理
 - ▶適正な経理処理と不正行為の防止
 - ▶ボランティアだから多少のことは …… 一切ダメ
- ・ 選手・役員選考
 - ▶スポーツ仲裁機構で団体側の敗訴が意外と多い、その多くは規程や基準の不備
- ・ 安全・事故防止
 - ▶剣道は安全な武道、さらなる配慮
- ・ 一般社会人としての規範
 - ▶反社会的勢力には特に注意

15

15

ガイドラインに対する違反行為があった場合

- 全剣連綱紀委員会規則(いわゆる懲罰規程)
 - 不祥事発生の場合
 - ✓ 都道府県剣連による調査・処分の申立て → 綱紀委員会による審査 → 答申・処分
 - ✓ (又は) 諮問予備審査会(全剣連)による調査等 → 同上
 - 処分内容
 - ✓ 称号・段位(全剣連のみ) : 剥奪、一定期間の停止等
 - ✓ 会員資格(全剣連・都道府県剣連) : 除名、一定期間の停止
- 都道府県剣連に、懲罰規程整備を依頼

16

16

ご清聴ありがとうございました。

令和6年4月

公益財団法人全日本剣道連盟

17

17